

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成17年  
9月27日  
(火曜日)

## 目次

告示

土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....一

道路の区域の変更(道路整備課).....一

道路の供用の開始(道路整備課).....二

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課).....二

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....三

特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(港湾課).....三

公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....四

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始(監理課).....五

山口都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....六

山口都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....六

一般競争入札の実施(物品管理課).....六

選管告示

不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正.....八

公安委規則

山口県道路交通規則の一部を改正する規則.....八

機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則の一部を改正する規則.....八

公安委規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程.....八



### 山口県告示第五百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十七年九月二十七日

土地改良区の名称  
峰市土地改良区

認可年月日  
平成一七、九、一三

山口県知事 二井 関成

### 山口県告示第五百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十七年九月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年九月二十七日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道  
路線名 萩秋芳線  
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
美祿郡美東町大字絵堂字松ケ廻四七 五の一地先から 同郡同町同大字字白土一八三六 の一地先まで	同郡同町同大字字杉ケ埜八八二 及び美祿郡美東町大字絵堂字白土一八三 六の一地先から 同郡同町同大字字杉ケ埜八八二 の一地先まで	旧	最狭 一三・四	四〇・〇	一般国道四九〇 号の道路の区域 (重用)
		新	最狭 四一・三 四九・四	一、〇三七・〇 三四〇・五	一般国道四九〇 号の道路の区域 (重用)

美祿郡美東町大字絵堂字銭屋原九二 九の一地先から 同郡同町同大字字杉ケ埭八八二 の一地先まで	最狭 五六・八 五四・八	八四二・〇	道路改良工事の 完了による。
---	--------------------	-------	-------------------

道路の種類 県道  
路 線 名 粟野一見線  
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
下関市豊北町大字粟野字堀田一七一 一の一地先から 同市豊北町大字粟野字神田一七六一 の一地先まで	新 旧	最狭 一一〇・八 最狭 二二・六	一〇八・〇	道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道  
路 線 名 豊田粟野港線  
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
下関市豊北町大字粟野字中河原一三 三の一地先から 同市豊北町大字粟野 同字一四六の 一の一地先まで	新 旧	最狭 九四・六 最狭 一五・〇	一八七・二	道路改良工事の 完了による。

**山口県告示第五百十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成十七年九月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年九月二十七日

山口県知事 二井 関 成

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 萩秋芳線	美祿郡美東町大字絵堂字銭屋原九二九の一地先から 同郡同町同大字字杉ケ埭八八二の一地先まで	平成十七年九月二十八日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 粟野一見線	下関市豊北町大字粟野字堀田一七一の一地先から 同市豊北町大字粟野字神田一七六一の一地先まで	平成十七年九月二十八日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 豊田粟野港線	下関市豊北町大字粟野字中河原一三三の一地先から 同市豊北町大字粟野 同字一四六の一地先まで	平成十七年九月二十八日

**山口県告示第五百十六号**

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第五百十六号の二）の一部を次のように改正する。

平成十七年九月二十七日

山口県知事 二井 関 成

二の一の表に次のように加える。

吉香神社 本殿 拝殿及び幣殿 神門 鳥居	岩国市横山二丁目 八番五号	吉香神社の境内地
----------------------------------	------------------	----------

三の一の表中

吉香神社 本殿 神門	岩国市横山二丁目 八番五号	吉香神社の境内地
------------------	------------------	----------

を

旧伊藤博文邸	光市大字東荷三三二番地の二	山口県文化財保護条例第四条第一項の規定により指定された建造物の敷地
--------	---------------	-----------------------------------

旧伊藤博文邸	光市大字東荷三三二番地の二	に改
--------	---------------	----

める。  
五の表中

7 山陽小野田市大字津布田字一ノ鋤先二五七九の一地先から同市大字植生字東下久々一七二六の一地先までの間

を

7 山陽小野田市大字津布田字一ノ鋤先二五七九の一地先から同市大字植生字東下久々一七二六の一地先までの間  
8 下松市市道時市北線との交差点から同市市道久保団地線との交差点までの間

に、

3 美祿郡美東町一般国道四三五号との分岐点から萩市一般国道四九〇号の終点までの間

を

3 美祿郡美東町一般国道四三五号との分岐点から萩市一般国道四九〇号の終点までの間  
4 美祿郡美東町大字絵堂字敷田一八八四の二地先から同郡同町県道萩秋芳線との交差点までの間

に改める。

### 山口県告示第五百十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十七年九月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 区域の名称  
田屋(5)地区
- 二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字	名 字	地 番	標 柱 番 号
-----	-----	-----	-----	---------

長門市	東深川	田屋	二〇一の二	一号
田	上	屋	三九二の一	二号
田	三	田	三九二の一	三号
田	三	田	三九一の一	四号
田	三	田	三九一の一	五号
田	三	田	二〇七の一	六号

### 山口県告示第五百十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の十一第二項の規定により、岩国港湾整備工事（第二工区）の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年九月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 岩国港湾整備工事（第二工区）
- (一) 工事場所 岩国市飯田町二丁目地先
- (二) 工事の概要

基 礎 工	種 類	延 長
		七メートル

#### 二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規



定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。  
3 出資比率が三パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査で平成十七年九月二十六日までには国土交通大臣又は都道府県知事がその結果の通知（平成十六年三月一日以降に経営事項審査を受けた場合にあっては、法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値の通知）を行ったものうち直近のもの（以下「経営事項審査」という。）の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の経営事項審査の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が八百五十以上であること。  
三 入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 経営事項審査結果通知書の写し又は総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法  
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所  
山口県岩国港湾管理事務所 岩国市新港町四丁目二六番五号  
申請書等の提出期間及び時間

平成十七年九月二十七日から同年十月四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法  
指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年十月十三日までに発送する。

その他  
この審査についての問合せは、山口県岩国港湾管理事務所（電話〇八二七一一二二二七一一）にすること。

(五一三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十七年五月十三日山口県公告（二六四）に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年九月二十七日から同年十月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十七年九月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク今宿店

所在地 周南市新宿通五丁目二四

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク徳山東店

所在地 周南市松保町一七〇四の五

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五一四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十七年五月十三日山口県公告（二六六）に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年九月二十七日から同年十月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十七年九月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 周南ショッピングセンター  
所在地 周南市周陽二丁目一番四五号
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(五一五) 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

平成十七年九月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 業務の概要
  - (一) 業務名 土木事業管理システム再構築に係る基本計画作成及び基本設計業務
  - (二) 業務内容 基本計画の作成及び基本設計
  - (三) 契約期間 契約締結の日の翌日から平成十八年三月三十一日まで
  - 二 参加資格
    - (一) この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
    - (二) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
    - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)に基づく資格審査において、システムの設計及び開発について特Aの等級に格付されている者であること。
  - 三 手続等
    - (一) 応募要項の配布

- 1 場所 山口市滝町一番一号 山口県土木建築部監理課
- 2 日時 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日までの午前九時から午後五時まで

(二) 参加表明書の提出方法、提出場所及び受領期限

- 1 提出方法 持参し、又は書留により郵送すること。
- 2 提出場所 山口県土木建築部監理課
- 3 受領期限 平成十七年十月十一日午後五時

(三) 提案書の提出方法、提出場所及び受領期限

- 1 提出方法 持参し、又は書留により郵送すること。
- 2 提出場所 山口県土木建築部監理課
- 3 受領期限 平成十七年十一月七日午後五時

(四) 審査

審査は、次の審査員により、提案書を提出できる者の選定にあつては平成十七年十月中旬、最も優れた提案書を提出した者の特定にあつては同年十一月下旬に行う。

- 西村 上一
- 池田 龍次
- 磯部 健
- 市河 利文
- 金澤 卓雄
- 斉藤 保夫
- 政木 永光
- 四 その他
  - (一) 契約担当者 山口県知事 二井 関成
  - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 参加表明書の提出時において(一)の要件を満たしていない者にあつては、提案書の提出時までにこれを満たすことをもつて足りる。

(五) この手続に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(六) 法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。

(七) 詳細については、山口県土木建築部監理課(電話〇八三一九三三―三六二三)に問い合わせるじや。

五 Summary

(1) Subject matter of the contract: Master planning and basic design for the reconstruction of public works management system of Yamaguchi Prefecture

(2) Time-limit to express interests: 5:00 P.M. October 11, 2005

(3) Time-limit for the submission of proposals: 5:00 P.M. November 7, 2005

(4) Division in charge of procurement and Contract point for inquiry: Public Works and Construction Policy Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (TEL 083-933-3623)

(五一六) 山口都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年九月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称  
山口都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(五一七) 山口都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年九月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称  
山口都市計画準防火地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(五一八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十七年九月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 入札に付する事項
  - (一) 次に掲げる物品の購入
  - (二) ネットワークパソコン 二百五十台
  - (三) 物品の特質等
- 二 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十八年一月三十一日
- (四) 納入場所  
契約担当者が指定する場所
- 二 入札参加資格  
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定

する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十七年山口県告示第五十九号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県出納局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県出納局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県出納局物品管理課

(三) 受領期限

平成十七年十一月七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十七年十一月八日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県出納局物品管理課第二入札室

(二) 日時

平成十七年十一月八日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県出納局物品管理課(電話〇八三一九三三三九六〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Office Supplies Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Network personal computers 250 sets

(3) Delivery period: January 31, 2006

(4) Delivery place: The place the contractor appoints

(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. November 7, 2005

(In case of bringing a tender: 11:00 A.M. November 8, 2005)



山口県選挙管理委員会告示第百四十一号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

平成十七年九月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「 大字川上一〇四四」を「 大字善和一八七の二」に改める。



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月二十七日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第十二号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「次項」を「第六項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の規定にかかわらず、第三項の運転免許証記載事項変更届は、当該書類を提出する者の住所を管轄する警察署長以外の警察署長（山口県下関水上警察署長を除く。）を経由して提出することができる。

附則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月二十七日印刷  
平成十七年九月二十七日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）

平成十七年九月二十七日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第十三号

機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則の一部を改正する規則

機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則（昭和五十八年山口県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第八号を削り、第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 山口市のうち平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域

附則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

山口県公安委員会規程第六号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年九月二十七日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十九の表第十八条の二第五項の項中「第18条の2第5項」を「第18条第5項」に改め、同表第十八条の二第六項の項中「第18条の2第6項」を「第18条第6項」に改める。

別表第一の五十の表第十七条の二の二の項中「第17条の2の2」を「第18条」に改める。

附則

この規程は、平成十七年九月二十七日から施行する。